

議案第 9 号

里庄町水道事業給水条例の一部改正について

里庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

厚生労働省の所管する水道整備・管理行政が国土交通省・環境省へ移管されたことに伴う、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部改正に対応する条例の整備と併せ、水道料金改定により、料金の額を改めること及び口座振替の方法により納付する場合の使用料の割引制度（里庄町水道事業給水条例（平成 8 年里庄町条例第 9 号）第 32 条第 2 項）の廃止に伴い、所要の改正をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町水道事業給水条例の一部を改正する条例

里庄町水道事業給水条例（平成8年里庄町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第3条第8号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
第27条の表を次のように改める。

| 種類及び口径 | | 基礎料金 | 従量料金 1 m ³ につき | |
|--------|------|---------|---|----------------------------------|
| 一般用 | 13mm | 900円 | 1 m ³ から10m ³ まで 80円 | 10m ³ を超える もの 175円 |
| | 20mm | 1,400円 | | |
| | 25mm | 1,900円 | 175円 | |
| | 40mm | 4,400円 | | |
| | 50mm | 9,400円 | | |
| | 75mm | 17,600円 | | |

第32条第2項を削る。

第40条の2第1項中「政令第5条」を「政令第6条」に改め、同条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条及び第32条第2項の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。